



## 令和9年度木津川市放課後児童クラブ入会案内



木津川市こども未来課児童育成係

TEL：0774-75-1229（直通）

### 1. 放課後児童クラブとは

保護者や家族が就労等により、昼間家庭にいない小学校の児童に対し、放課後等に生活指導及び適切な遊びを通して、児童の心身の健全な育成を図る施設です。

### 2. 対象となる児童

対象学年：小学校1年生～6年生

保護者（18歳以上65歳未満で世帯分離をしている方を含む、すべての世帯員）の就労等により、昼間帰宅しても適切な保育が受けられない児童で、次の(1)又は(2)に該当し、かつ、①～③のいずれかに該当する児童を対象とします。

(1) 木津川市内に住所を有する児童

(2) 木津川市内に住所を有しない児童で、保護者の勤務先又は通学先が木津川市内にある児童

- ① 保護者等が就労等の理由により、週4日（又は月16日）以上かつ児童クラブ開所時間である午後1時～6時の間、自宅に不在である児童
- ② 保護者等が病気又は看護等により、家庭で適切な保育を受けられない児童
- ③ 保護者が出産前後のため、家庭で適切な保育を受けられない児童  
（出産を理由とする入会期間は、出産予定月の2か月前から出産月の2か月後の月末までです。）

※求職活動中であることのみを理由として、児童クラブを利用することはできません。

### 3. 入会手続きについて

新年度（4月）からの入会（一斉申込受付）

一斉申込受付期間内に受理した申請を優先し、入会調整を行います。

|      |                                                   |
|------|---------------------------------------------------|
| 受付期間 | <u>令和8年11月4日（水）～11月13日（金）</u><br>※11月13日（金）の消印有効。 |
| 受付方法 | 原則 <u>郵送</u> での受付                                 |
| 住所   | 〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110-9<br>木津川市役所 こども未来課児童育成係 |

※利用を希望する方は毎年申請する必要があります。

※令和8年度中に児童クラブを利用している方でも、継続して利用を希望する場合は、改めて申請していただきますようお願いします。

※郵送事故防止のため、追跡付きの郵送方法をおすすめします。

※郵送の場合、封筒には差出人の住所、氏名を忘れずに記載してください。

※窓口を持ち込みされる場合は、書類をすべて封筒へ封入封緘し、封筒の表に「希望児童クラブ名・学年・児童氏名」を必ず記入してください。窓口での受付は平日（月曜日から金曜日）の9時から16時30分までです。土日祝は受付ができません。窓口では書類の受取のみとし、不備等の確認は一切行いません。

※書類は漏れのないように全て揃えて提出してください。

※きょうだいで申し込まれる場合、1つの封筒に封入していただいて構いません。

※入会申込は年度毎の申込みが必要となります。現在児童クラブ入会中であっても、自動更新ではありませんので、この期間に必ず来年度の申込みを行ってください。

#### 【入会申請にあたっての注意事項】

- ・必ず保護者の方が申込みを行ってください。
- ・提出書類については、後日審査をおこないます。
- ・書類に不備がある場合や、入会条件を満たしていない場合は受付できません。
- ・書類はすべて揃ってから提出してください。
- ・使用料に未納がある方は、入会申込みをされるまでに納入してください。未納がある方は、入会申込みをされても申込書を返却し、入会をお断りします。

## 4. 入会決定

一斉申込受付期間内に申請された方は審査のうえ、令和9年2月下旬（予定）に入会決定通知書をお送りします。

## 5. 開所時間等

### (1) 開所時間及び閉所時間

| 区分        | 通常利用       | 延長利用（有料）    |
|-----------|------------|-------------|
| 平日        | 下校時～18:00  | 18:00～19:00 |
| 長期休み、振替休日 | 8:00～18:00 |             |
| 土曜日（登録制）  | 8:00～18:00 | —           |

日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、学校行事（運動会等）のため長時間在校の日は、児童クラブは閉所となります。

※保護者の方の仕事等が終わられましたら、速やかにお迎えをお願いいたします。

※開所時間内の送り迎えを厳守し、困難な場合には、ファミリー・サポート・センター制度の活用もご検討ください。

お問い合わせ先：木津川市社会福祉協議会（Tel 0774-71-9559）

※習い事等により児童1人で帰宅する必要がある場合は、児童1人で帰宅する同意書の提出が必要です。

※児童が児童クラブから一度退出した場合又は学校から自宅等へ一度帰宅した場合は、再通所による児童クラブへの入室は認めておりません。

## (2) 臨時閉所

次の場合は児童クラブを臨時閉所します。

- ① 天気予報で「京都府南部」「山城南部」に特別警報又は警報（以下、「警報等」といいます。）が発令された場合（木津川市が含まれているとき）

|                            | 警報等の状況    |                     | 対応                   |
|----------------------------|-----------|---------------------|----------------------|
|                            | 時間帯       | 発令状況                |                      |
| 小学校休校日<br>（土曜日、長期休み、振替休日等） | 午前7時現在    | 警報等発令               | 自宅待機                 |
|                            | 午前7時45分まで | 警報等解除               | 開所                   |
|                            |           | 警報等が解除されない          | 閉所                   |
|                            | 児童クラブ登所中  | 警報等発令               | 保護者に連絡<br>児童帰宅後に閉所   |
| 小学校開校日<br>（平日）             | 午前9時まで    | 警報等が解除されて学校がある場合    | 開所                   |
|                            |           | 警報等が解除されず学校が休校となる場合 | 閉所                   |
|                            | 小学校授業中    | 警報等発令               | 学校指導のもと下校<br>児童クラブ閉所 |
|                            | 児童クラブ登所中  | 警報等発令               | 保護者に連絡<br>児童帰宅後に閉所   |

- ② 災害（地震等）及び小学校臨時閉校の場合

- ③ 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）発表の場合  
（前日14時ごろに発表されます。）



## 6. 土曜日の開設について

土曜日の利用には、「土曜日出席登録書」の提出が必要です。各児童クラブへ提出してください。

保護者の方が土曜日の勤務がない場合は登録できません。勤務されていない日はご家庭での保育をお願いいたします。（急な出勤等については「土曜日出席登録書」の一時利用欄にご記入のうえ事前に児童クラブに提出してください。）

なお、土曜日は出席児童が0名となった時点で閉所となります。（電話は留守番電話での対応となります。）

## 7. 使用料・延長利用料

- (1) 児童クラブ使用料及び延長利用料は下記の  
とおりです。

WANPUG

| 区分       | 使用料    | 延長利用料                                                       |
|----------|--------|-------------------------------------------------------------|
| 1人目の児童   | 6,000円 | 児童1人につき100円／30分<br>※午後6時となった時点で延長料金が発生します。<br>※減額、免除はありません。 |
| 2人目以降の児童 | 3,000円 |                                                             |

- (2) 減額・免除について

次のいずれかに該当するときは、使用料が減額又は免除となりますので、「**放課後児童クラブ使用料減免申請書**」および添付書類を提出してください。減免申請書は入会決定通知に同封しています。

- ① 生活保護世帯
  - ② 保護者が災害又は疾病等により負担能力を失ったと認められる場合
  - ③ ひとり親家庭等（母子・父子家庭および父又は母に代わって児童を養育する者）かつ市町村民税非課税世帯
- ※市町村民税は令和9年度（令和9年6月に決定）分です。  
※③の減額・免除の該当・非該当は6月に税情報が確定してから決定します。

- (3) 使用料の口座振替等について

使用料の口座振替等に関する手続については、別途、指定管理者からご案内します。

- (4) 使用料は入会時点で発生し、一度も出席がない場合や、月途中での入退会の場合でも1か月分の使用料となります。使用料の日割り計算は行いません。

- (5) 退会届の提出がないと、在会（登録）扱いとなり使用料が発生します。

## 8. おやつ

おやつのは取り扱いは、次のとおりです。

|        |                 |                                    |
|--------|-----------------|------------------------------------|
| 配付対象児童 | 1～3年生           | アレルギーがある方、その他の学年の希望者は各クラブへご相談ください。 |
| おやつ代   | 月額1,000円        | 児童クラブで徴収します。                       |
| 配付する日  | 月～金曜日に児童クラブから配付 | 学校休業日（土曜日、春・夏・冬休み等）は各自持参してください。    |

※おやつについては、物価高の影響などにより、提供内容やおやつ代を変更させていただく場合があります。

## 9. 入会申請の取り下げについて

| 手続き内容             | 提出書類  | 注意事項                               | 提出先           |
|-------------------|-------|------------------------------------|---------------|
| 入会申請、入会決定を取り下げる場合 | 入会取下届 | 入会申請の取下届を提出されない場合は、入会月より使用料が発生します。 | こども未来課又は児童クラブ |

## 10. 傷害保険について

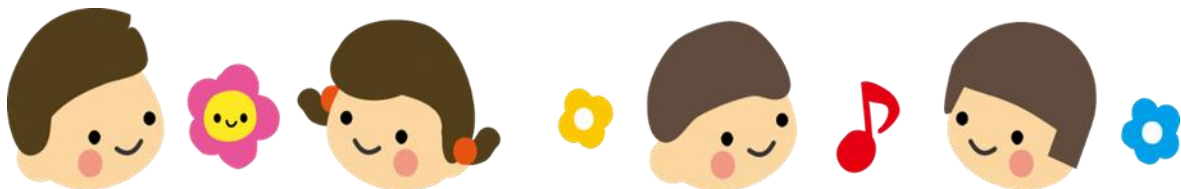
傷害保険の加入内容や手続については、別途、指定管理者からご案内します。

## 11. 児童の病気・事故

- (1) 児童の急病や事故等が発生した場合は、直ちに保護者へ連絡します。
- (2) 緊急を要する場合、救急車を呼んで医師の診察を受けることもありますが、事故後の通院等は、保護者でお願いします。
- (3) 児童が「学校感染症」にかかっている時は、小学校の基準に従ってください。  
なお、「学校感染症」により学級閉鎖又は学年閉鎖となった場合は、その学級・学年に在籍する児童は、児童クラブに出席できません。

## 12. 各児童クラブ

| 名称   | 連絡先     | 名称       | 連絡先     |
|------|---------|----------|---------|
| 木津   | 72-7174 | 城山台（1号館） | 72-5852 |
| 相楽   | 72-7143 | 城山台（2号館） | 72-5859 |
| 高の原  | 72-7177 | 城山台（3号館） | 34-4100 |
| 相楽台  | 72-7499 | 加茂       | 76-4186 |
| 木津川台 | 73-3435 | 南加茂台     | 76-8284 |
| 梅美台  | 73-3362 | 恭仁       | 76-8045 |
| 州見台  | 72-9253 | 上狛       | 86-4007 |
|      |         | 棚倉       | 86-5294 |



## 入会申請にかかる提出書類について

### ① 児童クラブ入会申請書

児童1人につきそれぞれ1部提出してください。記入事項は漏れのないように、正確にご記入ください。

児童クラブは年度ごとの申込になりますので、入会期間は最大でも令和10年3月31日までです。記入漏れがある場合、電話で確認をさせていただく可能性がございます。

### ② 就労証明書もしくは保育を必要とする証明（申立）書

申込日の3か月以内に作成された証明（申立）書のみ有効。

同居する世帯員（18歳以上65歳未満で世帯分離をしている方を含む）、すべての方の証明（申立）書が必要です。

きょうだいで同時申し込みの場合はいずれかに原本を添付し、他方にはコピーを添付してください。添付がない場合は受付できません。

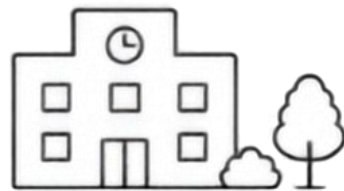
※就労証明書については、作成日から3か月以内のものに限り、木津川市内の保育園等に原本を提出する場合のみ、コピーで提出可能です。

### 保育を必要とする証明（申立）書について

| 保育を必要とする証明（申立）書 | 証明書の種別        | 対象者         | 証明依頼先        | 備考                                             |
|-----------------|---------------|-------------|--------------|------------------------------------------------|
|                 | ①従事証明（確認）書    | 自営業者        | 商工会<br>商工会議所 | 商工会等に所属していない等の場合は、直近の確定申告書又は開業届の写しを添付          |
|                 |               | 農業従事者       | 農業委員会<br>委員  |                                                |
|                 | ②出産申立書        | 産前産後2か月の方   | —            | 母子健康手帳の表紙及び出産予定日の記入してあるページの写しを添付               |
|                 | ③疾病診断書・障がい申立書 | 疾病の方        | 医療機関         | 医師所見が「保育できない」と記載されている場合のみ入会可能（診断書料は自己負担となります。） |
|                 |               | 障がいをお持ちの方   | —            | 手帳等の写しを添付                                      |
|                 | ④介護・看護申立書     | 介護・看護されている方 | —            | 介護の場合は、介護保険被保険者証の要介護度が分かるページの写しを添付             |
|                 | ⑤就学申立書        | 就学されている方    | —            | 在学証明又は入学許可証、履修科目が分かるものの写しを添付                   |

# 令和9年4月から

## 放課後児童クラブの運営が変わります



**令和9年4月から指定管理者による運営を開始します。**

放課後児童クラブについて民間事業者等が有するノウハウやアイデアを活用することにより、児童の健全育成のための活動内容や育成支援の充実を図るとともに、利便性及び質の向上を図るため、指定管理者の公募・選定・審議を行い、9月定例会で決定をしました。

令和9年4月から指定管理者（株式会社明日葉）が、市立放課後児童クラブの運営を行います。

### 何が変わるの？

#### 1 長期休業期間中の昼食提供

夏休みなどの長期休業期間における保護者の負担軽減を図るため、希望者を対象とした昼食提供サービスを予定しています。

実施方法、料金、開始時期等の詳細については、指定管理者と調整のうえ、決まり次第お知らせします。

#### 2 活動内容等の充実

指定管理者の専門的なノウハウを活用し、各児童クラブの状況に応じて、さまざまな体験活動等に取り組みます。

具体的な内容や実施時期については、各児童クラブの状況等を踏まえて調整し、保護者の皆さんにお知らせします。

#### 3 おやつ代等の口座振替開始

おやつ代等も口座振替でお支払いとなります。



### 令和9年度 入会申込み



受付期間

11月4日～11月13日



受付先

木津川市こども未来課



申込み方法などの詳細は、入会案内をご確認ください。

### 保護者説明会



日程・会場・開催方法は現在調整中です。  
決まり次第、市・ホームページ等でお知らせします。

### FAQ

Q1

指定管理者制度とはどのような制度ですか。

A1

地方自治法に基づき、市が設置する公の施設の管理運営を、民間事業者等の法人その他の団体に行わせる制度です。  
木津川市では、民間事業者の専門的なノウハウを活用し、安定的な運営体制を確保するとともに、サービスの充実等を図るため導入します。

Q2

現在の児童クラブの指導員は、一斉に代わりますか。

A2

現在の指導員が一斉に代わることは想定していません。市指定管理者に対し、現在勤務している指導員の継続雇用に配慮するよう求めており、これまで児童と関わってきた指導員の経験や児童との関係を大切にしながら、円滑な引継ぎを進めます。

Q3

利用料金は高くなりますか。

A3

令和9年度以降の利用料金は、現在の使用料と同額です。  
児童クラブ使用料、延長利用料、おやつ代等の料金は、指定管理者が徴収します。

問合せ先

木津川市こども未来課＜木津川市市役所2階＞ 0774-75-1229